

障害者活躍推進計画作成指針の改正について（案）

見直しの背景

- 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者雇用促進法第7条の3に基づき、障害者活躍推進計画作成指針に即して、障害者活躍推進計画（障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画）を作成することとされている。
- 今般の法改正により、公務部門も含め事業主の責務に、適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されたところであり、公務部門における障害者の活躍の推進に関する取組をより一層進め、障害者の雇用の質の向上を図るため、必要な見直しを実施。

見直しのポイント

新たに以下の内容を盛り込む等の見直しを実施。

<目標の設定と取組の推進に向けた対応>

- 障害者である職員の定着率等のデータを収集し、整理・分析した上で、その結果等を踏まえ、定着に関する目標（定着率等）を設定することが必要であること
- 特に定着に関する課題解決に向けた取組を進めるに当たり、就労支援機関等を活用することも必要であること

<職務の選定・創出>

- 配置後において、多様な業務を経験できるような配置を検討していくことが重要であること

<障害者の活躍を推進するための人事管理>

- 本人の希望に応じた短時間労働による就業も重要であり、短時間勤務から始めて勤務時間を段階的に延長していくことが望ましいこと
- 人事評価に基づく業務目標の設定等に当たり、業務実績やその能力等も踏まえることが重要であること